

## 社会福祉法人やまゆり福祉会身体拘束対応規程

### （目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人やまゆり福祉会八王子美山学園障害者支援施設事業運営規程第17条第2項に基づき、やむを得ない理由により利用者に対し、身体拘束を行う場合の手續等を定めることを目的とする。

### （身体拘束の定義）

第2条 この規程において、「身体拘束」とは、法人職員がその支援する利用者に対し、次に掲げる行為を行うことをいう。

- （1）徘徊又は転落しないように車椅子やいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛ること。
- （2）立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用すること。
- （3）脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せること。
- （4）皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限する手袋をつけること。
- （5）行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させること。
- （6）自分の意思で開けることのできない居室等に隔離すること。
- （7）その他利用者の意思に反し、又は利用者の意思が確認できないまま行われる行動制限のための行為。

### （やむを得ない理由の判断）

第3条 第1条に定めるやむを得ない理由とは、以下の各号のすべてに該当する場合をいう。

- （1）切迫性 利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
  - （2）非代替性 身体拘束その他の行動制限を行う以外に方法がないこと。
  - （3）一時性 身体拘束その他の行動制限が一時的であること。
- 2 前項の判断は、施設長及び担当支援員等の複数の者により行わなければならない。

### （身体拘束を実施する場合の手續）

第4条 身体拘束を実施する場合の手續は、以下のとおりとする。ただし、第2条第

5号の行為は、この手続によっても行えないものとする。

- (1) 別紙 1「身体拘束に関する説明書」を作成し、家族等に説明し同意を得るものとする。
- (2) 前号にかかわらず、著しく緊急性の高い対応が必要な場合は、電話等での連絡による方法であっても同意を得たものとみなす。この場合、別紙 1 に基づく家族等への説明は、後日行うものとする。
- (3) 身体拘束を行っている期間中、別紙 2「身体拘束に関する経過記録・再検討記録」に記入し、予め定められた頻度で再検討を行う。
- (4) 身体拘束の期間は、利用者の状態に応じて必要な最小限度の期間として、その都度拘束・行動制限の必要な理由、身体拘束の方法、拘束の時間帯等を家族に説明する。

(委員会の設置)

第5条 身体拘束防止について施設を挙げて取り組むとともに、前条各号の手続内容等を審議するため、当施設に「身体拘束防止委員会」(以下、「委員会」という。)を設置する。

2 委員会の委員長は、施設長とする。委員は次のとおりとする。

事務局長

事務課長

業務課長

業務担当課長補佐

サービス管理責任者

3 委員会は委員長が招集し、定期的又は事案発生の都度開催する。

(記録の保管)

第6条 委員会の審議内容等、施設内における身体拘束に関する記録は、利用終了後5年間保管する。

(改正)

第7条 本規程は委員会において事前に協議のうえ、必要に応じて改正するものとする。

附 則

この規程は、平成 27 年 11 月 19 日から施行する。